

ゆきぐに大和ホームケアステーション居宅介護支援事業運営規程

(趣旨)

第1条 ゆきぐに大和ホームケアステーション（以下「事業所」という。）が実施する指定居宅支援事業（以下「事業」という。）の運営については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）及び南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例（令和6年南魚沼市条例第2号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 事業は、要介護状態又は要介護状態となる恐れがある者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
ゆきぐに大和ホームケアステーション	南魚沼市浦佐 4115 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に置く職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	員数	職務内容
管理者(兼務)	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
介護支援専門員	1名以上	指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、国民の休日、第3月曜日、11月1日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日とする。
- (2) 営業時間 月から金曜日 午前8時30分から17時15分まで
土曜日 午前8時30分から12時30分まで とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常事業を実施する地域は、南魚沼市内とする。

(居宅介護支援の内容及び提供方法)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険要介護認定に関する相談対応、申請受け付け及び申請代行
- (2) 介護保険要介護認定更新、区分変更申請の援助及び申請代行
- (3) 介護保険要介護認定申請後の居宅介護支援依頼先決定に関する相談及び援助
- (4) 居宅サービス計画の作成及び計画実施状況のモニタリング
- (5) 給付管理業務
- (6) 要介護認定調査
- (7) 居宅介護支援、介護予防支援、介護に関する相談等その他必要な関連する業務

2 事業の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの相談を受ける場所 原則として利用者の居宅、居宅介護支援事業所内又は居宅サービス事業所内とする。
- (2) 使用する課題分析票の種類 MDS-HC とする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所 原則として南魚沼市役所内、利用者の居宅、居宅介護支援事業所内又は居宅サービス事業所内とする。
- (4) 居宅訪問等の頻度 少なくとも1月に1回の居宅訪問及びモニタリング結果の記録を行う。

(身分を示す証明書)

第9条 介護支援専門員は居宅介護支援業務に従事するときは、職員証を常時携帯し、利用者又は家族から提示を求められたときはこれを提示しなければならない。

(利用料等)

第10条 事業の提供に係る利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである場合は、利用者から利用料を徴収しないものとする。

(緊急時の対応)

第11条 職員は、事業を実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じることとする。

2 職員は、前項について処置したときは、速やかに利用者の家族、管理者及び主治医に報告するものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該事業所の職員が解決に向けて調査し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び南魚沼市個人情報保護法施行条例(令和4年南魚沼市条例第32号)並びに厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等の法令を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

(守秘義務)

第 14 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(虐待防止等に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権擁護、利用者への虐待又はその再発の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な措置

(暴力団の排除)

第 16 条 事業所は、その事業の運営について、南魚沼市暴力団排除条例(平成 24 年南魚沼市条例第 2 号)に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(説明及び同意)

第 17 条 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用又はその家族に対し、事業の内容、利用料の支払い等重要事項について書面により十分な説明を行い、当該提供について同意する旨の署名を受けるものとする。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
(居宅介護支援事業運営規程の廃止)
- 2 居宅介護支援事業運営規程(令和 6 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

令和 6 年 11 月 1 日

南魚沼市病院事業管理者 外山千也